

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- 土地の公用廃止
- 指定医師の取消
- 土地改良区役員の就任
- 私立幼稚園の設置認可
- 県種雄畜種付等の額
- 教育職員免許状の授与

告示

鳥取県告示第四十四号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十二年二月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 米子市新山字サンヘイ六七八番地先 旧河川敷

三五坪八合二勺

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）
第一条第一項の規定により指定を受けた医師から辞退が
あつたので次のように医師の指定を取り消した。

昭和三十二年二月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	診療科名	住 所	辞退年月日	取消年月日
佐野敏朗	内科	鳥取市三津 国立鳥取療養所	昭和三十一年一月二十一日	昭和三十一年十二月三十一日
岡本公尹	外科	"	"	昭和三十一年十一月三十日
飯田 豊	"	"	"	昭和三十一年六月十五日

鳥取県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

就任した役員の名および住所

杉谷土地改良区

理事	加藤清俊	日野郡江府町大字杉谷
"	田本愛二	"
"	加藤政実	"
"	片山利雄	"
"	加藤信夫	"
"	片山富衛	"
監事	河上忠雄	"
"	清水茂美	"
池田土地改良区		
理事	阪本和章	東伯郡由良町大字妻波
"	西田善藏	"

"	堀本幸右衛門	"
"	田淵勝	"
"	荒尾稔	"
"	岡田勝正	"
"	三谷幾治	"
"	荒尾定治	"
"	米田千太郎	"
"	石村峯藏	"
"	河本忠雄	"
"	吉松清治	"
"	池本由一	"
監事	吉田繁夫	由良宿
"	山田正儀	妻波

鳥取県告示第四十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条の規定により、私立幼稚園の設置を次のように認可した。

昭和三十三年二月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

設置することを認可した幼稚園

名 称	所 在 地	設 置 者	認 可 年 月 日
みどり幼稚園	鳥取市賀露町七区一、七〇三	和田定藏	昭和三十三年一月三十一日
泉幼稚園	湯所町一六九ノ三	林崎満寿子	"

鳥取県告示第四十八号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例（昭和二十九年三月鳥取県条例第四号）第二条の規定により、種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額を別表のように定め、昭和三十三年二月五日から施行し、昭和二十九年十月鳥取県告示第五百号（種付並びに精液の譲渡及び注入手数料の額について）は同日限り廃止する。

昭和三十三年二月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表

供用種雄畜名	種 類	種 付 手 数 料	精液譲渡手数料	精液注入手数料
第十三スプリング ジユマイマフエーン	ホルスタイン種	八〇〇円	三〇〇円	二〇〇円
キングベツシー セジスマツキンレー	"	八〇〇円	三〇〇円	二〇〇円
小倉吉	黒毛和種	八〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
光 行	"	六〇〇円	二〇〇円	二〇〇円

出張種付の場合
ひきつけ

謙治	豊参	ヒストンウンドラズ パイントリ	中ヨークシャー種 ひきうけ種付の 場合	六〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
中牧五四の五一	中牧五五の五二	報徳S	日本ザイネン種	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二〇〇円
六NS五六四	桃山牧羊	鳥取第一	鳥取第二	二五〇円	二五〇円	一五〇円
鳥取第一	鳥取第二	日本コリデル種		二五〇円	一〇〇円	一五〇円

鳥取県告示第四十九号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十二年二月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
高等学校教諭二級普通免許状	昭三一高二普第六号	山西長太郎	鳥取市覚寺	昭和三十三年二月一日
"	昭三一高二普第七号	山本尚子	倉吉市大原	"
高等学校校助教諭免許状	昭三一高助第三号	杉井栄吉	鳥取市川下町	"
幼稚園助教諭免許状	昭三一幼助第一号	高浜美子	東伯郡羽合町	"
"	昭三一幼助第二号	西村輝代	兵庫県美方郡熊次村	"